

岩手県告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成22年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 釜石市天神町189の13から189の15まで、193の6、193の17、214から224まで、釜石第3地割189の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅